

金、占領地収入、台湾及澎湖列島諸収入ほか雑収入であった。

以上のように日清戦争の戦費は約2億円、これは当時の一般会計の歳計規模の約2.5倍であり、それを1年余の間に支出したのである。当時としては財政上からいっても、まさに国を賭しての戦争であったが、清国との交戦期間が約8カ月ですんだこと、講和によって賠償金を受領したことなどにより、開戦当初大蔵省首脳が予想したような社会経済上の困難も起こらず、増税も計画されずに、戦時財政をまかなうことができたのであった。

第4章 大蔵省の機構

第1節 明治19年以前の大蔵省機構

1 本省機構の推移（明治10～19年）

明治10年1月11日、太政官達第3号によって官制の改革が行なわれた。これは各省中の諸寮を廃止し、局を置くことをおもな内容とするものであった。この改革によって、大蔵省は本省及び諸寮が廃止され、新たに本局と租税局、関税局、検査局、国債局、出納局、造幣局、紙幣局、記録局が設置され、翌11年7月1日には常平局（後述）が新設された。これ以後、内閣制度の成立に伴い19年2月に各省の官制が制定されるまでの間に、大蔵省本省の機構は、局課の廃合、所管事務の移動などによって改革され、しだいに整備されていくが、ここでは10年の改革以後、19年の官制制定にいたる間の主な改革を記することとする。

(1) 本局、議案局、書記局、銀行局

明治10年1月11日の改革で設置された本局には、議案課、伝票課、受付課、統計課、翻訳課、用度課が置かれ、同月12日に旧紙幣寮所管の銀行に関する事務が同局に移管されたため、銀行課が新設された。同月17日には旧勘査局残務掛を同局に置いたが、これは同年8月に廃止された。同年11月28日、これまで内務省所管であった株式取引所及び米商会所に関する事務が大蔵省に移管され、本局銀行課がこれを管掌することになった。このうち、米商会所に関する事務は、常平局新設とともに同局へ移された。12年1月31日議案課所管の為換方の事務が出納局に移され、同年5月7日には火災保険事務取調掛が同局に設けられた。9月16日、議案課の造幣事務掛が廃止され、その事務は造幣局出張

所に移管された。12年12月16日、本局は廃止され、新たに議案局と書記局が設けられることになった。本局の議案課が独立して議案局となり、これを除く旧本局の事務が書記局所管となったわけである。

議案局に課は置かれず、新設と同時に旧議案課所管事務のうち貿易辞書取調の事務を記録局へ移管し、14年11月24日から書記局所管であった火災保険取調の事務を受け継いだ（明治15年6月30日これを廃止）。ほかには旧議案課の事務を管掌したが、19年1月16日、同局は廃止された。

書記局は新設当時、伝票、翻訳、銀行、統計、受付、用度の6課と簿書掛が置かれたが、13年3月29日、外国品調度掛が置かれ、各省庁需用の外国品を購買供給する事務を管掌することとなった。また、同年5月7日に同局の銀行課が独立して、銀行局が設置された。同月27日には簿書掛を廃し、その事務は記録局へ移された。書記局が設置される少し前の12年1月9日、内務省勸商局の事務が大蔵省に移管されたため、本省に商務局が設けられ、その事務を管掌することとなり、14年4月7日には商務局が廃止され、その残務を扱うため、4月14日、書記局に旧商務局残務取調掛が置かれた（明治14年10月7日これを廃止し、その事務は国債局移管となる）。また、同年7月2日には翻訳、統計の2課が、同月7日には外国品調度掛が廃止されて、新たに報告課が設けられた。11月19日には横浜正金銀行管理掛、12月5日には日本鉄道会社会計監査掛が置かれた。

17年5月8日、庶務局（後述）が廃止されたため、同局の事務は書記局に移管された。この書記局は所管事務の変更が多かったため、19年1月16日に至り、書記局分課規程の改正が行なわれた。その結果、同局には往復、報告、審議、備荒儲蓄、監督、整理の6課が置かれることになった。

明治13年5月7日、書記局から独立して1局をなした銀行局は、14年5月16日に株式取引所に関する事務の一部を農商務省へ移管したが、15年1月17日に職制ならびに事務章程を定め、分課規程も定められた。この結果、銀行局には常務、調査、紙幣、報告、編纂、受付の6課が置かれた。同年3月7日には取

調課が、翌16年4月30日には審査課が、新たに設けられた。しかし、19年1月16日の改革によって、銀行局は常務、調査、報告の3課となった。

(2) 租税局、関税局、主税局

租税局は10年1月11日の新設後まもなく、分課を改定し、地課、雑課、収益、集計、編輯、庶務の各掛を設けた。12年2月28日には新たに委員掛が置かれた（同年10月30日廃止）。13年6月25日に分課を改め、地稅、雑稅、收稅、集計、地価修正、編輯の各部と庶務掛が置かれたが、14年8月26日にまた分課が改定された。その結果、同局は賦稅、收稅の2部と編輯、庶務の2科及び地租改正残務掛が置かれた。15年1月17日、職制及び事務章程を定め、分課も改められ、賦稅、收稅、編輯、庶務の4課が設置された。16年6月12日、監理課が新設され、同時に編輯は編集課と改められ、17年5月20日地方稅課が新設された。

関税局は海關稅の事務を管掌する局として、10年の官制改革によって設置された。同年1月27日、分課を定め、議案、統計、編集、洋文、庶務、受付の各掛が置かれた。11年9月2日、審査掛が新設され、同年10月11日、受付掛が廃止され、その事務は庶務掛へ移された。15年1月17日、分課の改定が行なわれた結果、同局には議案、統計、審査、洋文、編輯、庶務の各課が設置された。関税局は17年5月20日、前述の租税局とともに廃止となり、両局の事務は新設の主税局に継承されることとなる。

主税局は、新設と同時に分課を定め、本部、第一部、第二部、第三部、第四部を置き、同月22日、分掌規程を定め、本部に書記編輯課、庶務課と地租改正残務掛および租稅誌編纂掛を設けた。旧関税局の事務は第一部に属し、同部には整理、審査、製表、收稅の各課が設けられた。第二部には地租、船車稅、水產稅、雜種稅、計算、收納の6課、第三部に酒稅、印紙稅、地方稅、會社稅、計算、收納の6課、第四部に統計、出納、用度、雜收入の4課が設置された。同年7月8日、分掌規程が改正され、第一部に通商史編纂掛が新設されたほか、第四部の出納、用度の2課が廃止され、新たに徵稅費、會計の2課が置か

れた。また、税関部が新設され、検査、鑑定、収税、倉庫、文書、製表、監視、会計の8科がその下に置かれた。同年12月2日に第四部が廃止され、その事務は本部へ移管されたので、本部に統計、会計の2課が新たに設けられた。なお、同部の租税誌編纂掛は17年10月6日廃止され、その事務は記録局に移され、地租改正残務掛は18年6月30日廃止された。

(3) 検査局、調査局、主計局

検査局は10年1月11日設置後まもない同月25日に分課を定め、予算、院省、府県、追算、製表、諸務、編輯の各掛を置いたが、11年6月26日に製表掛、同年7月1日に院省掛、府県掛をそれぞれ廃止し、調査掛を新設した。13年1月7日に追算掛を廃止し、簿記掛、決算掛を新設したが、同年3月5日、同局は廃止され、その管掌であった財政監督事務の大部分は、太政官中に設けられた会計検査院に移管された。これに伴って新たに精算局が設けられ、歳入出予算表の調理、歳入出の追調、支出金の交付その他の事務を管掌することとなり、同局には予算、照査、簿記、諸務、編集の各掛が置かれた。同年6月19日、精算局は調査局と改称された。

調査局は旧精算局の事務及び分課をそのまま継承したが、14年11月21日、編集掛を廃止した。15年1月17日、会計検査院の所管であった歳入出決算調査の事務が大蔵省に移管され、同局がこれを管掌することになった。これに伴って分課規程の改正が行なわれた結果、同局に予算、照査、簿記、決算、諸務の各課が設けられた。同年12月6日には照査、簿記の2課が廃止され、収支、規律の2課が新設された。16年11月24日には物品会計法掛が置かれた。17年5月9日、分課が改められ、本部、第一部、第二部、第三部、第四部、第五部、第六部と、簿記掛、規律掛、物品会計掛、出納検査掛、統計掛、庶務掛が置かれることとなった。また、同月29日に国債局（後述）所管の起業基金の事務が同局に移管され、起業基金整理掛が新設された。なお、本部は諮問会及び委員をもって構成されるもので、常員は置かず、第一部は皇室費及び太政官・大蔵省・元老院の会計を、第二部は外務・文部・工部・司法各省の会計を、第三部は内

務省の会計を、第四部は陸軍・海軍両省の会計を、第五部は農商務省の会計を、第六部は各府県の会計を、それぞれ管掌した。19年1月16日、調査局は主計局と改称された。

調査局が主計局となると同時に、事務章程が改められ、全国の歳計国庫原簿の管理及び官有財産、物品会計等の事務を管掌することとなった。同時に分課規程も改められ、同局には主簿、総予算決算、歳入、歳出第一、歳出第二、地方財務、官有財産物品会計、雑種金の8課が設置された。

(4) 国債局、出納局

国債局は、10年1月11日の官制改革後まもない同月15日に分課を改め、内債、外債、秩禄、準備、貸付、受付、正算、編纂、社寺の各掛を置いたが、同年11月7日に至り秩禄と正算の両掛は廃止された。また、11年4月18日に起業公債掛、同年7月1日に減債掛が設置され、12年6月25日には司計掛が置かれた。14年1月11日、社寺祿渡方が調査局に移されたのに伴い、社寺掛を廃止した。15年1月17日、同局の職制及び事務章程を定め、同局は内外債の償還、諸貸下金の取立、準備金、起業金、外国費金に関する事務を管掌するものとした。これとともに分課を改めて、債務、貸付金取立、外国為換、司計、準備、起業金、受付、編纂の各課を置いた。同年11月2日、常平局（後述）所管の備荒儲蓄の事務が同局に移管されたため、備荒儲蓄課が新設された。17年5月11日には中山道鉄道公債募集取調掛が置かれ、同年7月1日には起業金課と外国為換課が廃止され、新たに外部課が設けられた。19年1月16日に事務章程が改められ、同局の管掌は諸公債、紙幣、恩給に関する事務となったのに伴い、同局には公債、恩給、計算の3課が置かれることとなった。

出納局は、10年1月11日の改革後まもない同月25日に分課を改定し、出納、司計、庶務、仮納払、現金納払（一等金庫、三等金庫、四等金庫の3種の金庫を合わせて、現金納払掛と称する）、交換、倉庫の各掛を置いた。12年2月4日には、本局議案課所管の為換方の事務が同局に移されたのに伴い、為換取調掛を置き、同年7月1日には、旧紙幣寮所管の紙幣交換の事務が同局に移され

たのに伴い紙幣交換掛を設けた。13年12月2日、出納掛と仮納払掛を廃止して、出納本部を置き、また、紙幣交換掛の各称を交換掛と改めた。15年1月17日、職制及び事務章程を定め、同局は国庫現金の出納及び官金の管守、損傷紙幣交換の事務を管掌するものとした。これに伴う分課の改定で、同局には本課及び主計、庶務、為換、主金の各課が置かれた。その後、17年11月28日にも分課の改定が行なわれ、同局には本課及び主計、経費、庶務、主金、交換の各課が設けられた。19年1月16日に事務章程が改められ、これに伴って、出納局の課は配賦、主金、収支、監査、計算の5課となった。

(5) 造幣局、紙幣局、印刷局

造幣局は明治10年2月16日分課を改定し、地金出納科、地金計算科、試験分析所、鎔解所、伸金所、秤量所、極印所、精銅所、伸銅所、銅極印所、彫刻所、工作所、製作所、精製分析所、硫酸製造所、文書掛、会計掛、貯蔵掛、営繕掛、監察掛、電信掛、治療掛、門番所詰、泉布観詰、貨幣調方を置いた。13年5月10日、地金出納、地金計算の2科を合併して地金課を設け、14年11月27日には、会計と貯蔵の2掛を合併して会計課を設置した。15年1月17日、職制ならびに事務章程を定めたが、これに伴う分課の改定で、同局には地金、会計、文書、営繕の各課が設けられた。さらに2月13日には庶務課が新設された。

紙幣局は、10年1月13日分課を改定し、庶務、計算、調度、倉庫、編輯、監工、整理、刷版、製肉、彫刻、抄紙、調査、活版の各部、及び貨幣史編纂掛を置いた。同月15日には庶務と編輯の2部を合併して庶務掛とし、計算と倉庫の2部を合併して計算掛とし、さらに調度部を調度掛と改めた。11年5月1日に製造事務所掛が新設されたが、11年12月10日、同局は印刷局と改称された。

印刷局は、旧紙幣局の事務を継承したのち、諸掛を合併して課を設置するなどの改革を行なったが、15年1月17日、職制ならびに事務章程を定め、同局は諸紙幣、公債証書、印紙、切手類の製造及び布告達類の印刷事務を管掌するものとした。これに伴って分課も改定され、庶務、審査、調度の各部が置かれ

た。19年2月26日の改正によって、同局には庶務、審査の2課と会計、印刷、抄紙の3部が置かれることとなった。

(6) 常平局、庶務局、記録局

常平局は11年6月17日に事務章程を定め、「米穀ヲ糶糶シ其価格ヲ平準スル事」を管掌するものとし、同年7月1日に開設された。同時に分課を定め、庶務掛、審査掛、計算掛、大阪支局、浅草米廩、難波米廩、兵庫米廩、長崎米廩、石巻米廩を置いた。13年6月24日には備荒儲蓄掛が置かれ、同年12月4日、若津米廩が設けられた。14年4月8日には、開局と同時に本局銀行課から移管された米商会所に関する事務を、農商務省へ移管した。同年7月8日には、10年11月以降三重・山口の両県に委託されていた米廩保護及び米穀出納の事務が、再び大蔵省の所轄になったため、新たに四日市米廩・赤間関米廩が同局に置かれた。15年1月17日、職制及び事務章程を定めたのに伴って、分課を改め、同局には審査、庶務、計算、備荒儲蓄の各課が置かれたが、大阪支局及び各地米廩は従来のものであった。同年11月4日、同局は廃止され、新たに庶務局が設けられた。

庶務局は旧常平局管掌事務のほか、出納局所管であった為換方の事務を合わせて管掌した。15年11月開局とともに分課規程を定め、第一、第二、第三、第四、第五の各課が置かれ、16年5月14日には文書課が新設されたが、17年5月8日、同局は廃止された。同局の事務は前述のとおり書記局に継承された。

記録局は、10年1月11日分課を改定し、照査、照印、編纂、雑務、沿革誌取調の各掛を設けたが、11年6月24日、旧幕府理財会要取調掛が新設された。12年12月18日、本局議案課から移された貿易辞書取調の事務を管掌するため、貿易辞書取調掛が置かれた。15年1月17日、職制及び事務章程を定め、同局は国庫出納の伝票、各紙幣及び公債証書を照査証印し、諸公文簿冊を徴収し、書籍採輯の事務を管掌するものとした（刊行事務は同年12月18日、会計局〔後述〕に移管された。）これと同時に分課を改め、同局には照査、照印、徴収、採輯、編纂、簿書、雑務の各課が設置された。採輯課には沿革誌取調掛、旧幕府理財

会要取調掛、貿易辞書取調掛、写生字掛が置かれたが、このうち写生字掛は同年7月8日に雑務課に移され、旧幕府理財会要取調掛は16年12月27日に廃止され、貿易辞書取調掛は17年11月14日に貿易備考取調掛に改められた。19年1月16日に事務章程が改められ、同局は省中各局の文書を保存し、政府紙幣、銀行紙幣、諸公債証券等の照印を管掌するものとなったが、これに伴い、同局には編輯と照査の2課が置かれることとなった。

(7) 会計局、預金局、金庫局

明治10年の官制の改革によって本省に設置された局については、上記したとおりであるが、この改革以後新設されたものとしては、すでに述べたもののほか、会計局、預金局、金庫局及び官房がある。

会計局は14年6月27日、省中のいっさいの会計、諸般の需要及び物品等に関する事務を管掌する局として設置された。同局には調査、用度、計算の各部と営繕、庶務の各掛が置かれた。15年1月17日職制ならびに事務章程を改め、同局は省中いっさいの会計を管掌し、本省用所属の地所、家屋、財産、物品を管守弁給し、その他省内取締上に関する事務を管掌することとした。これに伴っ



大蔵省庁舎の全景、右端の建物が玄関、その左2階建の建物に大蔵御室があり、その左側の建物が各局である。

て分課も改められ、同局には調査、用度、計算、営繕、庶務の各課が設置された。16年8月3日、用度課を廃止し、出納、支給、物品の3課を置いた。19年1月16日の事務章程の改正に伴い、同局の課は調査、用度、営繕の3課となった。

預金局は、18年5月30日に預金に関するいっさいの事務を管掌する局として設置された。同局には勘査、出納、計算、庶務の4課が置かれた。同年6月8日には国債局所管の諸預り金に関する事務が同局に移された。19年1月16日、事務章程を定め、同局は各官庁及び会社等からの預り金の保管、利殖の事務を管掌するものとしたが、これに伴う分課の改定で、同局の課は勘査、収支、計算の3課となった。

金庫局は、19年1月16日に中央金庫を管理し、現金の管守出納、国庫金取扱所及び現金支払所の管理事務を管掌する局として設置された。同局には主金、収支、計算の3課が置かれた。

官房は、金庫局と同時に設置され、書記局の伝票課を廃止し、その事務が官房に移され、官房中に伝票掛が置かれた。

以上述べたような推移によって、19年の官制の改革前の大蔵本省には、官房及び書記局、主税局、国債局、銀行局、会計局、出納局、造幣局、印刷局、記録局、主計局、預金局、金庫局の1房12局が置かれていた。

なお、大蔵省の庁舎は、大手町の旧姫路藩邸を使用していたが、明治10年ごろ、その場所に西洋館木造2階建の新庁舎を建てた。この庁舎は大正12年震災で焼失するまで使用された。

2 徴税機関の推移

(1) 内国税務地方機関

明治の初期においては、府藩県が収税の機関にあてられていたが、明治11年7月、「郡区町村編制法」(太政官布告第17号)の制定に伴って、同年12月28日、大蔵省達乙第72号をもって「国税金領収順序」が定められ、収税委員出張

所が各地方に設置され、大蔵省租税局員を派遣して税金預り切符の受領及び徴収実況監視の事務にあたらせることとなった。12年3月には東京（万世橋）ほか5カ所に、7月には大阪ほか7カ所に、9月には長崎ほか13カ所に、収税委員出張所がそれぞれ設置された。また、同年10月10日からは、新たに設置された出張所は租税局出張所と称され、それは大阪・広島・熊本・名古屋・仙台に置かれた。租税局出張所は、国税徴収事務と当該地域内の酒造検査立会いの事務を管掌した。

明治14年8月24日、租税局出張所を増設するとともに、その権限は拡張され、諸税の監査及び収税の事務をも管掌することとなった。27日、「国税金領収順序」の改正が行なわれ、これによって新たに、静岡・松江・岡山・高知・松山・長崎・鹿児島・福井・新潟・長野・福島・盛岡・秋田・青森の14カ所に租税局出張所が設置された。

また同年10月1日、従来の収税委員出張所は廃止され、租税局出張所一本となった。租税局出張所の権限拡張に伴って、出張所の事務分課が定められ、各出張所に賦税、収税、庶務の3掛が置かれることとなった。15年5月29日、福井の出張所を石川県金沢に移し、金沢租税局出張所とした。同年5月13日、北海道海産税の事務を管掌するため、東京箱崎町に租税局出張所が設置されたが、16年2月28日、これを函館に移し、函館租税局出張所とした。同年5月29日に盛岡と青森の出張所を廃止した。

明治17年5月20日、本省の租税、関税の2局を合併し主税局が設置された。これに伴って徴税制度は再び改善され、府県官の中に収税長、収税属が配置され（明治17年5月太政官達47、48号）、租税局出張所の事務は府県の管轄下に吸収された。この体制に照応して、「国税金収納順序」（明治17年6月大蔵省達第41号）が定められ、収税長が新たに徴税事務のいっさいを管理し、郡長・区長及び戸長が徴税の実際にあたる体制となった。収税長は府県官として、府県の長官の直屬下にあったが、収税事務については、直接大蔵省主税官長の指揮を受け、また徴税についての意見を主税官長に具申することができた。このと

き、各府県には収税課が設置され、19年に収税課は収税部となり、下部機関として収税部出張所が設置され、収税長、収税属がこれを統轄した。次いで、23年10月収税部は直税署・間税署に、収税部出張所は直税分署・間税分署になったが、26年10月に収税部とその下部機構の収税署に改められた。なお、府県官である収税長には、大蔵省の官吏が任命され、任期を終えると本省に戻される体制が作られた。以後、明治29年10月の「税務管理局官制」の制定にいたるまで、収税の事務は地方庁に委嘱されていた。

(2) 海関税務地方機関

旧幕時代には、開港場に運上所が置かれ、税関の事務を行っていた。明治政府はこれを引き継ぎ、はじめは外国事務局がこれを統轄し、各府藩県知事が当該運上の実務にあたったが、その後、外国官の所管に移され、外務省の管理下にはいった。明治4年、税関事務は大蔵省の所管となり、各府藩県知事に委嘱されていた運上の実務は、しだいに租税寮の直轄に移された。同年10月、神奈川運上所（12月から横浜運上所と改称、5年11月から各港運上所の本局となる）が租税寮の直轄となり、次いで神戸運上所（5年5月）、大阪及び長崎運上所（5年7月）が直轄となった。

明治4年11月10日、各港運上所職制を定め、各港運上所に長官以下の職員を置き、その港の海外輸出入の租税を管理させることとした。各運上所には、検査、税額、収税、翻訳、庶務の各課を置いてその事務を分掌させた。また、各運上所に長官及び次官を置き、長官は租税権頭・助・権助をもってこれにあてることとし、大属から権少属にいたる各官を置いて、おのおのその事務に従事させることとした。5年1月、運上所の巡邏卒、本船番を廃止して、新たに邏卒、視船の2課を置くこととした。同年2月にいたり、邏卒課を巡警課に、視船課を監船課に改称した。同年7月、この2課を併合して巡警吏と改めた。

明治5年10月、横浜運上所の分課を改めて、検査、収税、倉庫、文書、諸務の各課を置くこととし、また、11月2日、巡警吏を監吏と改称し、海陸監吏課を設置した（横浜以外の各港運上所の分課改正は11月13日）。これと同時に、

横浜運上所を各港運上所の本局と定め、ここに長官を置き、租税権頭をこれにあてることとした。横浜以外の運上所には次官を置き、租税助及び権助をもってこれにあてた。また、各運上所には訳官及び監吏総長、監吏副総長、海監吏長、海監吏副長、大海監吏、中海監吏、少海監吏、陸監吏長、陸監吏副長、大陸監吏、中陸監吏、少陸監吏の各官を置いた。6年1月10日、横浜税関の海陸監吏課を廃止し、新たに監吏課を置くとともに、税関監吏課章程を定め、監吏総長、監吏副総長、監吏長、監吏副長及び大中少監吏を置くこととした。

なお、運上所の名称は、幕末以来一般に用いられていたが、明治4、5年ころ、翻訳的用語が流行しはじめて、運上所もまた税関と呼ばれるようになった。そこで、横浜運上所本局において、明治5年11月28日をもって、横浜税関本局と称することを決定し、さらに翌6年1月以降、全国的に運上所の旧称を廃して、税関の呼称をもって統一することになった。

明治7年1月20日、横浜税関を各税関の本局とすることを廃止し、各港税関は租税局の直管となった。同時に、各港税関職制章程が定められ、各税関に税関長を置き、租税助、権助、七等出仕をもってあてることとし、横浜税関には特に副長を置き、その他の各官は従前どおりと定められた。また、検査、収税、倉庫、諸務、監吏の5課を設置することを定めた。この後、8年8月には北海道開拓使直轄であった函館税関が、同年9月には新潟県管轄であった新潟税関が、それぞれ租税局の直管となった。9年7月には横浜税関に鑑定課が設置された。

明治10年1月の官制改革により関税局が設置されると、各港税関は同局の主管に属することとなった。同年5月、税関に1等から9等にいたる監吏（以上判任）及び1等より4等にいたる監吏補（以上準等外）を置くことが定められ、11年10月からは税関に鑑定役（判任）及び鑑定役見習（等外）を置くこと、同年12月からは、1等監吏補以下の官等を改めて等外吏とすることが定められた。

明治15年3月30日、税関職制章程を改定し、税関は関税局に属し、海外輸出

入貨物の税務を管理することを定め、分課も改正され、検査、鑑定、収税、倉庫、諸務、監視の各課となった。17年5月20日に関税局が廃止され、主税局が設置されたのに伴い、税関は主税局の主管となった。同時に、大蔵省中に主税官を置いて、税関長及び税関副長（横浜税関のみ）にあてることとした。また、1等より10等にいたる主税属、1等より8等にいたる主税監吏（以上判任）及び1等より4等にいたる主税監吏補（以上等外）を置いた。同年6月、鑑定役を主税鑑定役に、鑑定役見習を主税鑑定役見習にそれぞれ改めた。そして7月には分課を改定し、税関に検査、鑑定、収税、倉庫、文書、製表、監視、会計の8科を置いた。

第2節 明治19年以後の大蔵省機構

1 「大蔵省官制」の制定

内閣制度成立後、19年2月26日に「各省官制」が制定され、その「通則」において各省大臣の職務権限、次官以下の各省共通の職員の設置、等級、職務権限が定められたこと、そして、各則では各省の所管事務、内部組織が定められ、「大蔵省官制」によって本省に官房及び11の局が設置され、大蔵省行政が確定したことなどについては、第2章第1節で述べたとおりである。ここでは「大蔵省官制」による各局の分課と、23年6月24日勅令第106号によって改正された「大蔵省官制」の各局分課を記することとする。

大臣官房と総務局及び会計局は、各省共通に設置することが、19年の官制で定められた。

官房は、機密文書を管理し、大臣、次官の官印及び省印を管守するほか、大臣に属するいっさいの事務を管掌し、秘書官2人を置いたが、23年の官制改正で廃止された。

総務局は、省務全体を統轄する局として設置され、文書、往復、報告、記録の各課が置かれたが、大蔵省ではこのほかに伝票、監督、備荒儲蓄、整理の各課が同局に置かれた。23年の改正で、同局の課は文書、監査、貨幣、特別資金の各課に改められた。

会計局は、その省及び所轄庁費の予算決算、省中の会計事務、所轄の地所建物に関する事務を管掌する局として設置された。同局には出納、検査、用度の3課を置いたが、23年の改正で調理、収入、用度の各課と改められた。

各省共通の上記の官房及び総務、会計両局のほかに、大蔵省には主税、関税、主計、出納、国債、金庫、銀行、預金、記録の各局が置かれた。

主税局には調査、地租、酒税、印紙税、雑種税、地方税、監査、計算、徴税

費、統計の各課を置き、その事務を分掌させた。23年の改正で同局の課は直税、間税、徴収、徴税費、庶務の各課に改められた。

関税局には常務、調査、製表の各課を置いたが、23年の改正で、新たに計算課が加えられた。

主計局には主簿、総予算決算、歳入、歳出第一、歳出第二、地方財務、官有財産物品会計、雑種金、調査の各課が置かれた。23年の改正で、同局には総予算決算、歳入歳出、監督、特別会計の各課が置かれ、その事務を分掌することとなった。

出納局には、配賦、準備金、監査の各課が置かれたが、23年の改正で、同局の課は主簿、配賦、監査の3課に改められた。

国債局には、公債、恩給、計算の各課が置かれた。23年の改正では同局の課に変更はなかった。

金庫局には、主金、収支、計算の各課が置かれた。23年の改正で同局は廃止された。

銀行局には、常務、調査、報告の各課が置かれた。23年の改正では、同局の課に変更はなかった。

預金局には、勘査、収支、計算の各課が置かれた。23年の改正で、同局の課は収支、計算、運用、調査の各課に改められた。

記録局には、編輯、照合の両課が置かれた。同局は23年の改正で廃止された。

明治23年6月の官制の改正の結果、本省は従来からの1房11局50課が9局33課に整理され、議会開会を前にして新しい会計制度に見合う体制がつけられた。

2 24年及び26年の本省の官制改正

初期議会における衆議院の経費削減要求、特に憲法第67条の既定費の削減をめぐって、政府と議会が対立したことはすでに述べた。政府は「政費の節減」を図るため、第1議会後の24年7月と第4議会後の26年10月の2回にわたっ

て、官制の改正を行なった。この改正によって、各省の局課の廃合、定員の削減が行なわれ、行政機構は全体として縮小され、大蔵省の機構も縮小過程をたどることになる。以下、大蔵省本省の機構が、どのように改正されたかを記すこととする。

明治24年7月24日勅令第81号によって、「各省官制通則」が一部改正され、同時に、勅令第89号によって、「大蔵省官制」の改正が行なわれた。これによって大蔵省には、各省共通に設置されることとなった大臣官房のほか、主計、主税、国債、監査、預金の5局が置かれた。官房及び各局の分課は、各省大臣がその省の便宜に従ってこれを定めることとなり、大蔵省では、新たに分課を定め、同年8月16日から施行した。新分課規程によれば、官房には、第一、第二、第三、第四の4課が置かれ、第一課は機密文書、官吏の進退身分に関する事及び官印、省印の管守を分掌し、第二課は会計法規の疑義に関する事、その他各局の成案を審議立案することなどを分掌した。第三課は公文書類の接受発送、統計報告の調整等を分掌し、第四課は会計及び本省所管の官有財産、物品に関する事を分掌した。

主計局には、予算決算、国庫、監督、貨幣の4課が置かれた。

主税局には、直税、間税、海関税、徴収、計算の5課が置かれた。

国債局には、公債、恩給、特別資金、計算、照査の5課が置かれた。

監査局には、銀行、監督、検査、庶務の4課が置かれた。

預金局には、収支、計算の2課が置かれた。

こうして、23年6月には9局33課であった本省機構は、24年の改正の結果、1房5局24課に縮小された。

明治26年10月30日、「各省官制通則」の改正（勅令第122号）、「大蔵省官制」の改正（勅令第135号）が行なわれた。これによって大蔵省には、各省共通設置の大臣官房のほか、主計、主税、国債の3局が置かれることとなった。これに伴って分課が改定されて、同年11月10日から施行された。新しい分課規程によれば、官房には従来どおりの4課が置かれたが、主計局は予算決算、国庫、

監督の3課、主税局は内国税、海関税、徴収の3課、国債局は公債、恩給、備荒儲蓄金の3課となり、本省機構はさらに縮小され、1房3局13課となった。

機構の縮小とともに、各省職員の定員削減も行なわれた。23年の「大蔵省官制」では、大臣、次官以下、秘書官2人、専任参事官5人、専任書記官3人、局長8人、局次長4人、主計官8人、主税官7人、大蔵省試補10人、大蔵省属552人と定められていた。それが24年の官制の改正によって、専任参事官3人、専任書記官3人、局長5人、局次長は廃止、主計官7人、主税官5人、試補10人、属405人と改められた。26年の官制改正で、さらに定員の削減が行なわれた。「各省官制通則」に次官（勅任）1人、局長（勅任または奏任）各局1人、参事官（奏任）、秘書官（奏任）1人、書記官（奏任）、属（判任）の職員を各省に置くことを定め、各省の参事官と書記官は、合わせて8人以下とすることを官制中に規定した。こうして、26年の「大蔵省官制」の定員は、大臣、次官以下、秘書官1人、参事官3人、書記官2人、局長3人（主計・主税局長は勅任、国債局長は奏任）、主計官（奏任）3人、主税官（奏任）3人、技師（奏任、大臣官房に属す）1人、属263人となった。

なお、明治24年7月24日勅令第82号によって、「高等官任命及俸給令」が定められ、同時に「判任官俸給令」（勅令第83号）及び「技術官俸給令」（勅令第84号）が制定された。これによって、19年に定められた各官の俸給令が改められることとなった。奏任官以上の高等官は年俸、判任官は月俸であるが、この俸給令によれば、大臣の年俸は6,000円、次官は4,000円、局長は勅任が3,000円、奏任が2,500円。参事官、秘書官、書記官、主計官、主税官及び試補の年俸は「二号表」によるが、「二号表」には1級（2,500円）から10級（800円）まで等級がある。以上の高等官の年俸は2月、5月、8月、11月の4期に分けて支給された。判任官の月俸は1級（60円）から10級（12円）にいたる等級があり、月末に支給されることとし、技術官俸給は特に定めるもののほか、高等官または判任官の俸給令によった。

3 造幣局、印刷局及び税関の官制制定

明治19年3月25日勅令第7号によって、「税関官制」が公布され、同年4月15日には、勅令第17号によって造幣局、印刷局の官制が公布された。

「造幣局官制」の制定によって、同局は外局となり、大蔵大臣の管理に属し、貨幣鑄造の事を管掌することとなった。事務長（奏任一等・二等）、事務次長、技術官、属の職員が置かれ、総務部及び会計、第一、第二、第三、第四、第五の各部を置いて事務を分掌することが定められた。20年12月21日勅令第60号の官制改正によって、同局の管掌に賞牌製造の事が加えられたほか、事務長及び事務次長は局長、局次長とそれぞれ改称された。また、同局の部も改められ、総務、会計、鑄造の各部及び試金所、精製所を置くこととなった。さらに、大蔵省構内に造幣局東京出張所を置くことも定められた。

明治23年7月24日勅令第140号による官制の改正で、「造幣局ハ大阪ニ置キ大蔵大臣ノ管理ニ属シ貨幣ノ鑄造旧貨幣ノ鑄潰賞牌ノ製造地金銀ノ精製分析及諸鉦物ノ試験ヲ掌ル」ことが定められた。職員は、局長（勅任二等以下、奏任二等以上）1人、理事官3人、技師5人（以上奏任）、技師試補2人、属30人、技手24人を置くことが定められ、東京出張所を造幣局支局とし、支局長の事務は理事官がこれを管掌することとなった。

明治24年7月24日勅令第121号によって、「造幣局官制」の改正が行なわれた。これは第3章第1節で述べたように、第1議会において衆議院が経費削減を強く主張し、政府が官制を改革して経費節減を図ることを公約したのに基づいて、各省庁にわたって行政改革を行なったためである。この改正によって、造幣局の職員中、理事官は従来の3人から1人に改められ、技師は5人から6人に増加したが、技師試補2人は削除され、属は30人から23人に、技手は24人から22人に減少した。なお、このときの改正で、造幣支局長には本省高等官をあてることが定められた。

明治26年10月30日勅令第136号によって、官制の改正が行なわれた。この改

正も経費節減のためのものであり、造幣局の職員は局長（奏任）1人、技師4人、属20人、技手21人に縮小した。分課規程も改められ、同局には総務、鑄造、試金の3部が置かれることとなった。

印刷局は19年の官制制定によって外局となり、大蔵大臣の管理に属し、諸印刷抄紙の事を管掌すると定められた。同局には事務長（奏任一等・二等）、事務次長、技術官、属の職員が置かれ、総務、会計、印刷、抄紙の各部を置くこととなった。

明治23年7月24日勅令第141号による官制の改正で、印刷局は兌換銀行券、印紙、郵便切手、諸証券類の製造、ならびに諸印刷及び抄紙の事を管掌することとなった。同局に局長（勅任二等以下奏任二等以上）1人、理事官（奏任）2人、技術（奏任）3人、技術試補1人、属45人、技手60人が置かれた。

24年7月の改正（勅令第122号）で、同局職員は局長（奏任）1人、理事官（奏任）1人、技師（奏任）3人、技師試補1人、属40人、技手60人となった。

26年10月の官制の改正（勅令第137号）によって、印刷局の職員はさらに縮減され、局長（奏任）1人、技師3人、属（判任）34人、技手60人となった。なお、このときの改正で分課規程も改められ、印刷局には局長室のほか、会計、印刷、活版、抄紙の各部が置かれることとなった。

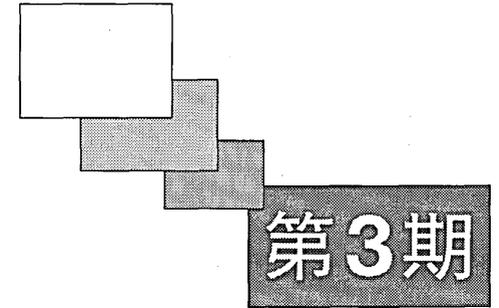
明治19年3月25日勅令第7号によって、「税関官制」が制定され、各税関は大蔵大臣の管轄に属し、税関長、税関副長（以上奏任）、属、監吏、鑑定吏（以上判任）を置くこと、各税関に検査、鑑定、収税、倉庫、監視、文書、製表、会計の各課において、その事務を分掌させることが定められた。

明治23年7月の改正（勅令第142号）によって、税関は大蔵大臣の管理に属し、海関税務を管掌することが定められた。そして、税関長6人、税関副長2人、鑑定官5人（以上奏任）、鑑定官試補5人、属207人、鑑定吏21人、監吏24人、監吏補274人の職員を置くこととした。24年7月の改正（勅令第123号）では、税関長が6人から4人に削減されたほか、職員その他に変更はなかった。

明治26年10月30日勅令第138号によって、「税関官制」の改正が行なわれた。

この改正によって、税関の管掌事務は、①各開港の西洋形船舶・外国通航の日本形船舶の出入に関する事項、②貨物の輸出入に関する事項、③各開港外の外国貿易取締りに関する事項、④各開港外の輸出入貨物搭載の船舶出入に関する事項、⑤海関税及び税外諸収入の徴収に関する事項、⑥税関管理の倉庫に関する事項、と明確に規定された。税関には、検査、鑿定、徴収、倉庫、庶務の各課及び監視部を置きその事務を分掌させた。この改正では、横浜、神戸、大阪、長崎、函館、新潟の6港に税関を置くことが、官制の中に初めて明記され、同時に税関出張所を配置することも定められた（税関出張所及び派出所の名称位置は同年の勅令第139号によって定められ、下関、神戸税関出張所のほか14の出張所と築地、横浜に税関派出所を置くこととなった）。各税関に税関長（奏任）1人を置くこととしたが、大阪税関長は神戸税関長が兼任し、新潟税関長は新潟県収税長をもってあてた。そのほか、各税関を通じて鑿定官（奏任）2人、属170人、鑿定吏12人、監吏24人、監吏補274人が置かれた。

なお、24年7月24日勅令第124号によって、「造幣局印刷局税関職員俸給ノ件」が定められた。これによれば、造幣局長の年俸は3,000円、印刷局長は2,500円、横浜税関長3,000円、神戸税関長2,500円、長崎税関長及び横浜税関副長1,500円、函館税関長及び神戸税関副長1,200円、造幣、印刷両局理事官1,800円、税関鑿定官年俸800円から2,500円となっている。判任官には1級（60円）から10級（12円）までの月俸を支給することが定められ（同年勅令第83号「判任官俸給令」）、鑿定吏以下にこれを適用することも定められている。



経済の発展と大蔵省

（明治28年～大正3年）